

医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援援金 FAQ

I 支給対象、支給額

1	応援金の支給対象施設は？	医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援援金支給要 別表の第2欄の支給対象者に掲げる鳥取県内に所在地がある事業所、施設(開設者が県又は市町村除く)であり、令和4年10月1日までに開設、運営を開始している場合が対象となります。
2	休止中の事業所、施設は支給対象に含まれるか？	令和4年10月1日時点で休止中の事業所、施設は対象となりません。
3	今後、開設予定の事業所、施設は支給対象になるか？	令和4年度中に開設する事業所、施設であっても令和4年10月1日時点で開設、運営していない場合は対象となりません。
4	事業所、施設は鳥取県内にあるものの、本社が鳥取県内がない場合、申請できるか？	本社が鳥取県外であっても、鳥取県内を所在地とする事業所、施設が存在する場合は、当該事業所、施設分については支給対象となります。なお、本社が鳥取県内であっても、鳥取県外に所在する事業所、施設分については支給対象外です。
5	応援金の支給額は？	施設区分、提供するサービス種別等の区分によって支給額が異なります。詳細は支給要領の別表をご確認ください。
6	病院、有床診療所の場合、休床の病床は支給対象となるか？	令和4年10月1日時点で休床の病床は支給対象となりません。なお、令和4年度病床機能報告(R4.7.1)において休床(病棟単位)としており、10月1日時点で実際に稼働している場合は稼働が確認できる書類をご提出ください。
7	支給された応援金の用途制限はあるか？	応援金は電気代等の高騰分に活用されることを想定していますが、特段の用途制限はありません。
8	同様の趣旨の給付金を他団体(国、市町村等)から受けている、又は受ける予定があるが、この応援金を受給することはできるか？	他団体からの同趣旨の給付金の受給(予定を含む)の有無に関わらず、本応援金を受給することが可能です。ただし、本応援金を受給した場合に他の給付金を受けることができるか否かは、他の給付金の支給要件をご確認ください。

II 申請手続、申請書類

9	申請書類は何が必要か？	様式第1号 医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援援金支給申請書を作成、ご提出ください。																		
10	申請書に押印は必要か？	押印は必須ではありません。																		
11	申請の受付期間はいつまでか？また、応援金の支給はいつか？	申請受付期間は、令和4年10月21日(金)～令和4年12月15日(木)としています。応援金の支給は、審査を終えたものから令和4年11月以降順次行います。ただし、申請書に不備があり修正に時間を要した場合は、遅れる可能性があります。																		
12	申請方法は？	電子メール、郵送又は持参により施設区分ごとの申請書提出先へご提出ください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設区分</th> <th style="width: 50%;">申請書提出先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院、診療所、助産所</td> <td>福祉保健部 健康医療局医療政策課</td> </tr> <tr> <td>薬局</td> <td>福祉保健部 健康医療局医療・保険課</td> </tr> <tr> <td>高齢者介護・福祉サービス事業所等</td> <td>福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課</td> </tr> <tr> <td>障がい児福祉施設</td> <td>福祉保健部 ささえあい福祉局子ども発達支援課</td> </tr> <tr> <td>障がい者福祉施設</td> <td>福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>救護施設</td> <td>福祉保健部 ささえあい福祉局福祉監査指導課</td> </tr> <tr> <td>保育施設等</td> <td>子育て・人財局 子育て王国課</td> </tr> <tr> <td>こども食堂、児童養護施設、DV被害者等支援施設</td> <td>子育て・人財局 家庭支援課</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	申請書提出先	病院、診療所、助産所	福祉保健部 健康医療局医療政策課	薬局	福祉保健部 健康医療局医療・保険課	高齢者介護・福祉サービス事業所等	福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課	障がい児福祉施設	福祉保健部 ささえあい福祉局子ども発達支援課	障がい者福祉施設	福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課	救護施設	福祉保健部 ささえあい福祉局福祉監査指導課	保育施設等	子育て・人財局 子育て王国課	こども食堂、児童養護施設、DV被害者等支援施設	子育て・人財局 家庭支援課
施設区分	申請書提出先																			
病院、診療所、助産所	福祉保健部 健康医療局医療政策課																			
薬局	福祉保健部 健康医療局医療・保険課																			
高齢者介護・福祉サービス事業所等	福祉保健部 ささえあい福祉局長寿社会課																			
障がい児福祉施設	福祉保健部 ささえあい福祉局子ども発達支援課																			
障がい者福祉施設	福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課																			
救護施設	福祉保健部 ささえあい福祉局福祉監査指導課																			
保育施設等	子育て・人財局 子育て王国課																			
こども食堂、児童養護施設、DV被害者等支援施設	子育て・人財局 家庭支援課																			
13	申請者と受取口座の口座名義人が異なっても問題ないか？	申請者と口座名義が異なる場合は、委任状(様式任意)の提出をお願いします。※委任状には申請者の押印が必要です。																		
14	複数の事業所、施設を運営している場合、事業所、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか？	法人が運営する事業所、施設をとりまとめて申請してください。支給申請書は、法人単位での申請が可能なように1枚に運営する事業所、施設を複数記入することができます。なお、1法人が異なる種別の事業所、施設を運営している場合は、事業区分ごとに申請書を作成いただく必要があります。(例)1法人で病院、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設を運営している場合、申請書は3種類作成してください。																		
15	実績報告書の提出は必要か？	応援金支給のため、実績報告は不要です。ただし、虚偽の申請があった場合は応援金の返還となります。																		